

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

K&Y ヘルスケア株式会社

事業者： よりそい看護ケアセンター 居宅介護支援事業部

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話： 045-718-5635

対応時間： 月～土曜日 9:00～17:00

担 当： 介護支援専門員 栗原 美穂子 管理責任者 栗原 美穂子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	よりそい看護ケアセンター 居宅介護支援事業部
所在地	横浜市鶴見区鶴見中央5-7-1 スタジオフラット鶴見中央1階
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 1470103431号)
サービスを提供する 実施地域※	鶴見区全域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名(常勤兼務) 介護支援専門員 3名(常勤兼務2名・非常勤専任1名)

(3) 営業時間

9:00～17:00 (月～土曜日)

※ (日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

(5) 併設サービス

訪問看護・介護予防訪問看護

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

事業所は、適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとします。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。
- ③ 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）付属別紙2参照

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて付属別紙2の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方も介護支援専門員がお訪ねするための交通費はいただいております。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

- (1) サービスを受ける事業所については、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- (2) ケアプランに位置付けられた事業所の選択理由を求めることができます。

7. 指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との連携

入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

8. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

9. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から、以下について利用者に説明を行います。
付属別紙3参照

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- (2) 前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

11. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- (1) 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- (2) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

12. 緊急時等における対応

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

13. 職員研修

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年4回

14. 秘密保持

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

15. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

- (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

K&Yヘルスケア（株）相談窓口	TEL：718-5551	FAX：718-5627
鶴見区役所（高齢障害支援課）	TEL：510-1770	FAX：510-1897
はまふくコール（横浜市）	TEL：263-8084	FAXでの受付なし

16. 当法人の概要

名称・法人種別	K&Yヘルスケア株式会社
代 表 者 名	栗原 美穂子
本 社 所 在 地	横浜市鶴見区鶴見中央5-4-10
電 話	045-718-5551
業 務 の 概 要	居宅介護支援事業 訪問看護事業

サービス提供の標準的な流れ （付属別紙1）

